

愛知県地域防災計画(風水害・原子力等災害対策計画)

新旧対照表(案)

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由				
5	<p>第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 2 市町村</p> <table border="1" data-bbox="197 368 1021 564"> <tr> <td data-bbox="197 368 427 564">市町村</td> <td data-bbox="427 368 1021 564">(9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び<u>防災並びに災害復旧を行う。</u> (追加)</td> </tr> </table>	市町村	(9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び <u>防災並びに災害復旧を行う。</u> (追加)	<p>第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 2 市町村</p> <table border="1" data-bbox="1075 368 1899 564"> <tr> <td data-bbox="1075 368 1305 564">市町村</td> <td data-bbox="1305 368 1899 564">(9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び<u>防災対策並びに災害復旧を行う。</u> (17) <u>洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。</u></td> </tr> </table>	市町村	(9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び <u>防災対策並びに災害復旧を行う。</u> (17) <u>洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。</u>	<p>表記の整理 対策の整理</p>
市町村	(9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び <u>防災並びに災害復旧を行う。</u> (追加)						
市町村	(9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び <u>防災対策並びに災害復旧を行う。</u> (17) <u>洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。</u>						
7	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="197 603 1021 762"> <tr> <td data-bbox="197 603 427 762">中部運輸局</td> <td data-bbox="427 603 1021 762">(追加)</td> </tr> </table>	中部運輸局	(追加)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1075 603 1899 762"> <tr> <td data-bbox="1075 603 1305 762">中部運輸局</td> <td data-bbox="1305 603 1899 762">(11) <u>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</u></td> </tr> </table>	中部運輸局	(11) <u>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</u>	<p>対策の整備</p>
中部運輸局	(追加)						
中部運輸局	(11) <u>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</u>						
9	<table border="1" data-bbox="197 762 1021 997"> <tr> <td data-bbox="197 762 427 997">中部地方整備局</td> <td data-bbox="427 762 1021 997">(2) 初動対応 <u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u></td> </tr> </table>	中部地方整備局	(2) 初動対応 <u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u>	<table border="1" data-bbox="1075 762 1899 997"> <tr> <td data-bbox="1075 762 1305 997">中部地方整備局</td> <td data-bbox="1305 762 1899 997">(2) 初動対応 <u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u></td> </tr> </table>	中部地方整備局	(2) 初動対応 <u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u>	<p>対策の整備</p>
中部地方整備局	(2) 初動対応 <u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u>						
中部地方整備局	(2) 初動対応 <u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u>						
10	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="197 1035 1021 1423"> <tr> <td data-bbox="197 1035 427 1423">独立行政法人国立病院機構</td> <td data-bbox="427 1035 1021 1423">(1) <u>所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</u> (2) <u>所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</u> (3) <u>前記の活動について、必要と認める場合には、東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</u></td> </tr> </table>	独立行政法人国立病院機構	(1) <u>所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</u> (2) <u>所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</u> (3) <u>前記の活動について、必要と認める場合には、東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</u>	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1075 1035 1899 1423"> <tr> <td data-bbox="1075 1035 1305 1423">独立行政法人国立病院機構</td> <td data-bbox="1305 1035 1899 1423">知事の応援要請に基づき、<u>医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u></td> </tr> </table>	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、 <u>医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u>	<p>対策の整理</p>
独立行政法人国立病院機構	(1) <u>所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</u> (2) <u>所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</u> (3) <u>前記の活動について、必要と認める場合には、東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</u>						
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、 <u>医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u>						

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
11	<p>日本赤十字社</p> <p>(4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、<u>お見舞い品セット</u>等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p>	<p>日本赤十字社</p> <p>(4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p>	対策の整理
14	<p>6 指定地方公共機関</p> <p><u>各地方道路公社</u> 各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p>6 指定地方公共機関</p> <p><u>愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</u> 各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	表記の整理
16	<p>第 2 編 災害予防</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置</p> <p>(3) 業務継続計画の策定</p> <p>県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p>	<p>第 2 編 災害予防</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置</p> <p>(3) 業務継続計画の策定</p> <p>県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p>	対策の整備
19	<p>第 3 節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>第 3 節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の<u>実施</u>、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</u>、</p>	対策の整備

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由
20	<p>第2章 水害予防対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、保安林整備、水土保全治山、水源地域整備、防災林造成及び地すべり防止等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な災害時要援護者の人命保護が重要である。（略）</p>	<p><u>取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>第2章 水害予防対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全し、また、水源の<u>かん養</u>、生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、保安林整備、水土保全治山、水源地域整備、防災林造成及び地すべり防止等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な災害時要援護者の人命保護が重要である。（略）</p>	表記の整理
21	<p>第1節 総合的治山対策</p> <p>1 中部森林管理局及び県（農林水産部）における措置</p> <p>(4) 水源地域整備事業</p> <p>ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源涵養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する事業である。</p>	<p>第1節 総合的治山対策</p> <p>1 中部森林管理局及び県（農林水産部）における措置</p> <p>(4) 水源地域整備事業</p> <p>ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源<u>かん養</u>機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する事業である。</p>	表記の整理
34	<p>第3章 事故・火災等予防対策</p> <p>第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>6 災害に関する知識の習得及び訓練等</p> <p>防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p> <p>(2) 県と中部電力株式会社との連絡会の設置</p>	<p>第3章 事故・火災等予防対策</p> <p>第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>6 災害に関する知識の習得及び訓練等</p> <p>防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p> <p><u>県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。</u></p> <p>(2) 県と4原子力事業者との<u>情報交換等の実施</u></p>	対策の整備

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
34	<p>県と中部電力株式会社は、「<u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書</u>」に基づく<u>連絡会を定期的に開催し、相互の連携強化を図るものとする。</u></p> <p>(3) 情報伝達訓練の実施</p> <p><u>中部電力株式会社は、県との間で、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の異常時における情報伝達訓練を定期的に開催するものとする。</u></p> <p><u>また、県は、関係機関との間で、中部電力株式会社から提供を受けた原子力発電所に係る情報について、情報伝達訓練を定期的に開催するものとする。</u></p>	<p>県と4原子力事業者は、<u>情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。</u></p> <p>(3) 情報伝達訓練の実施</p> <p><u>県は、4原子力事業者が行う原子力発電所又は原子炉施設の異常時における情報伝達訓練と連携して、関係機関への情報伝達訓練を実施するものとする。</u></p>	
35	<p>◆ 附属資料第 15「<u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書</u>」</p>	<p>◆ 附属資料第 15「<u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書</u>」</p> <p>◆ 附属資料第 15「<u>関西電力株式会社の原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制に関する合意書</u>」</p> <p>◆ 附属資料第 15「<u>日本原子力発電株式会社の原子力発電所の異常時に関する情報連絡に関する合意書</u>」</p> <p>◆ 附属資料第 15「<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構の原子炉施設に係る情報連絡体制に関する合意書</u>」</p>	
41	<p>第 4 章 建築物等の安全化</p> <p>第 1 節 交通・ライフライン関係施設対策</p> <p>2 道路</p> <p>(1) 交通施設の整備及び防災構造化</p> <p>国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。</p>	<p>第 4 章 建築物等の安全化</p> <p>第 1 節 交通・ライフライン関係施設対策</p> <p>2 道路</p> <p>(1) 交通施設の整備及び防災構造化</p> <p>国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。</p> <p><u>また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p>
44	<p>7 ガス施設</p> <p>(5) 協力体制の確立</p> <p><u>社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援に</u></p>	<p>7 ガス施設</p> <p>(5) 協力体制の確立</p> <p><u>一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応</u></p>	<p>一般社団法人化</p>

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由						
58	<p>ついて事前に体制を強化しておく。</p> <p>第 8 章 防災施設等の整備</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="203 408 1039 564"> <tr> <td data-bbox="203 408 376 564">防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td data-bbox="376 408 546 564">県、市町村、防災関係機関</td> <td data-bbox="546 408 1039 564">1(1)・1(2) (略) 1(3)・1(4) (略)</td> </tr> </table> <p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p>	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)・1(2) (略) 1(3)・1(4) (略)	<p>援について事前に体制を強化しておく。</p> <p>第 8 章 防災施設等の整備</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1079 408 1915 564"> <tr> <td data-bbox="1079 408 1252 564">防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td data-bbox="1252 408 1422 564">県、市町村、防災関係機関</td> <td data-bbox="1422 408 1915 564">1(1)・1(2) (略) <u>1(3) 防災中枢機能の充実</u> 1(4)・1(5) (略)</td> </tr> </table> <p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>防災中枢機能の充実</u></p> <p><u>保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p>	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)・1(2) (略) <u>1(3) 防災中枢機能の充実</u> 1(4)・1(5) (略)	<p>対策の整備</p>
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)・1(2) (略) 1(3)・1(4) (略)							
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)・1(2) (略) <u>1(3) 防災中枢機能の充実</u> 1(4)・1(5) (略)							
59	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災用拠点施設の屋上番号標示</p> <p>県は、県庁及び<u>県民事務所・山村振興事務所</u>の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 防災用拠点施設の屋上番号標示</p> <p>県は、県庁及び<u>東三河総局・県民事務所等</u>の庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正</p>						
62	<p>第 9 章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村にあっては、災害時要援護者についての平常時から<u>の所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等</u>の際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土</p>	<p>第 9 章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村にあっては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、<u>安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるととも</u></p>	<p>対策の整備</p>						

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由						
62	<p>交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」に沿ってそれぞれ策定に努めるものとする。</p>	<p>に、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</p>							
62	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 448 1041 564"> <tr> <td data-bbox="197 448 434 564">第 3 節 避難道路の確保と 交通規制計画</td> <td data-bbox="434 448 651 564">市町村、県警察、避難措置の実施者</td> <td data-bbox="651 448 1041 564">(1)・(2) (略) (3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制</td> </tr> </table>	第 3 節 避難道路の確保と 交通規制計画	市町村、県警察、避難措置の実施者	(1)・(2) (略) (3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1072 448 1917 564"> <tr> <td data-bbox="1072 448 1310 564">第 3 節 避難道路の確保と 交通規制計画</td> <td data-bbox="1310 448 1527 564">市町村、県警察、避難措置の実施者</td> <td data-bbox="1527 448 1917 564">(1)・(2) (略) (削除)</td> </tr> </table>	第 3 節 避難道路の確保と 交通規制計画	市町村、県警察、避難措置の実施者	(1)・(2) (略) (削除)	
第 3 節 避難道路の確保と 交通規制計画	市町村、県警察、避難措置の実施者	(1)・(2) (略) (3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制							
第 3 節 避難道路の確保と 交通規制計画	市町村、県警察、避難措置の実施者	(1)・(2) (略) (削除)							
64	<p>第 2 節 避難所の整備 市町村における措置</p>	<p>第 2 節 避難所の整備 市町村における措置</p>							
64	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>空調・洋式トイレなど</u>災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	対策の整備						
64	<p>第 3 節 避難道路の確保と交通規制計画 市町村、県警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p>(3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制 被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、県警察は広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</p>	<p>第 3 節 避難道路の確保と交通規制計画 市町村、県警察及びその他避難措置の実施者における措置 (削除)</p>	対策の整理						
68	<p>第 10 章 広域応援体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p>	<p>第 10 章 広域応援体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。 <u>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p>	対策の整備						

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）			改 正 案			改正理由
68	第 2 節 広域応援体制の整備	県	1(1)・1(2) (略)	第 2 節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)・1(2) (略)	対策の整理
		市町村	2 相互応援協定の締結			1(3) 相互応援協定の締結	
		防災関係機関	3 要請手続等の整備			1(4) 防災活動拠点の確保	対策の整理
	<p>第 2 節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第 67 条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。</p> <p>◆ 附属資料第 15 「市町村消防相互応援協定等締結状況」</p>			<p>第 2 節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 相互応援協定の締結</p> <p>市町村は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第 67 条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。</p> <p>◆ 附属資料第 15 「市町村消防相互応援協定等締結状況」</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 6 「防災活動拠点」</p> <p>(削除)</p>			
69	3 防災関係機関における措置 (略)	<p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p>		2 防災関係機関における措置 (略)	<p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県警察は、救助用資機材の整備を推進するものとする。</p>		対策の整備

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
70	<p>第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、被害の想定を明確にするなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p>	<p>第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、<u>訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む</u>など、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p>	対策の整備
71	<p>(4) 訓練の検証</p> <p>県及び市町村は、<u>訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする。</u></p>	<p>(4) 訓練の検証</p> <p>県及び市町村は、<u>訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p>	対策の整備
78	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(2) 本部の組織・運営</p> <p>（略）</p> <p>さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、<u>県民事務所</u>に方面本部を設置する。</p> <p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、名古屋地方气象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。</p>	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(2) 本部の組織・運営</p> <p>（略）</p> <p>さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、<u>東三河総局・県民事務所等</u>に方面本部を設置する。</p> <p>なお、必要に応じて、自衛隊、<u>中部運輸局</u>、中部地方整備局、名古屋地方气象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社、<u>名古屋高速道</u></p>	組織改正、対策の整備

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由						
79	<p>(6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="197 328 1037 402"> <tr> <td data-bbox="197 328 394 402">第 1 非常配備</td> <td data-bbox="394 328 1037 402">・震度 4 の地震が発生したとき、又は小規模の災害が発生したとき</td> </tr> </table>	第 1 非常配備	・震度 4 の地震が発生したとき、又は小規模の災害が発生したとき	<p>路公社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。 (6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="1072 328 1912 402"> <tr> <td data-bbox="1072 328 1270 402">第 1 非常配備</td> <td data-bbox="1270 328 1912 402">・震度 4 の地震が発生したとき、又は<u>ごく</u>小規模の災害が発生したとき</td> </tr> </table>	第 1 非常配備	・震度 4 の地震が発生したとき、又は <u>ごく</u> 小規模の災害が発生したとき	表記の整理		
第 1 非常配備	・震度 4 の地震が発生したとき、又は小規模の災害が発生したとき								
第 1 非常配備	・震度 4 の地震が発生したとき、又は <u>ごく</u> 小規模の災害が発生したとき								
84	<p>第 2 章 通信の運用 第 1 節 通信手段の確保 1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置 (6) 孤立防止用無線電話等の使用 災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置（ku-1ch）を一部の市町村役場や学校等に常置し、孤立防止を図っているため、<u>各県民事務所</u>（方面本部）、地方機関にあつては、防災行政無線電話、一般加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を使用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。</p>	<p>第 2 章 通信の運用 第 1 節 通信手段の確保 1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置 (6) 孤立防止用無線電話等の使用 災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置（ku-1ch）を一部の市町村役場や学校等に常置し、孤立防止を図っているため、<u>東三河総局・県民事務所等</u>（方面本部）、地方機関にあつては、防災行政無線電話、一般加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を使用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。</p>	組織改正						
87	<p>第 4 節 郵便業務の応急措置 1 郵便事業株式会社の措置 (2) 支店の窓口業務の維持 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p>	<p>第 4 節 郵便業務の応急措置 1 郵便事業株式会社の措置 (2) 支店の窓口業務の維持 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び<u>郵便局</u>において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p>	対策の整理						
89	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1372 1037 1449"> <tr> <td data-bbox="197 1372 394 1449">第 2 節 被害状況等の</td> <td data-bbox="394 1372 568 1449">市町村</td> <td data-bbox="568 1372 1037 1449">2(1)・2(2)（略）</td> </tr> </table>	第 2 節 被害状況等の	市町村	2(1)・2(2)（略）	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1072 1372 1912 1449"> <tr> <td data-bbox="1072 1372 1270 1449">第 2 節 被害状況等の</td> <td data-bbox="1270 1372 1444 1449">市町村</td> <td data-bbox="1444 1372 1912 1449">2(1)・2(2)（略） 2(3) 行方不明者の情報収集</td> </tr> </table>	第 2 節 被害状況等の	市町村	2(1)・2(2)（略） 2(3) 行方不明者の情報収集	
第 2 節 被害状況等の	市町村	2(1)・2(2)（略）							
第 2 節 被害状況等の	市町村	2(1)・2(2)（略） 2(3) 行方不明者の情報収集							

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
95	<p>(図中) <u>関係県民事務所</u> (略) <u>関係市</u> ・愛知県沿岸水防警報 (図中) <u>関係県民事務所</u> (追加)</p> <p>(4) 水位周知河川(避難判断水位（特別警戒水位）)</p> <p>知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）)</p> <p>・五条川 (図中) <u>関係県民事務所</u> ・五条川(上流)、青木川、領内川 (図中) <u>関係県民事務所</u> (略) <u>関係市町</u> ・蟹江川・福田川 (図中) <u>関係県民事務所</u> ・阿久比川 (図中)</p>	<p>(図中) <u>関係県民事務所等</u> (略) <u>関係市町</u> ・愛知県沿岸水防警報 (図中) <u>関係東三河総局・県民事務所等</u> ・愛知県津波水防警報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>愛 知 県 (河 川 課)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方气象台 → 本庁関係課 → <u>関係東三河総局・県民事務所等</u> → <u>関係建設事務所、港務所</u> → <u>愛知県尾張水害予防組合、海部地区水防事務所組合</u> → <u>関係市町村、関係消防機関</u> </div> <p>(4) 水位周知河川(避難判断水位（特別警戒水位）、<u>はん濫危険水位、はん濫発生</u>) 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、<u>はん濫危険水位、はん濫発生</u>)</p> <p>・五条川 (図中) <u>関係県民事務所等</u> ・五条川(上流)、青木川、領内川 (図中) <u>関係県民事務所等</u> (略) <u>関係市</u> ・蟹江川・福田川 (図中) <u>関係県民事務所等</u> ・阿久比川 (図中)</p>	<p>表記の整理、誤記</p> <p>組織改正 水防法の改正</p> <p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理、誤記</p> <p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
96	<p>関係県民事務所 ・音羽川・柳生川・梅田川・佐奈川 (図中)</p> <p>関係県民事務所</p>	<p>関係県民事務所等 ・音羽川・柳生川・梅田川・佐奈川 (図中)</p> <p>東三河総局</p>	組織改正
97	<p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(1) 県は、必要に応じ市町村に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。</p> <p>(4) 市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第 53 条による報告、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、応急対策終了後 20 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</p>	<p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(1) 県は、<u>区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市町村に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。</u></p> <p>(4) 市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第 53 条による報告、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、<u>必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後 20 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</u></p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
98	<p>4 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (図中)</p> <p>方面本部（県民事務所等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>県民事務所・山村振興事務所 保健所 県農林水産事務所</p> </div>	<p>4 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (図中)</p> <p>方面本部（東三河総局・県民事務所等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>東三河総局・県民事務所等 保健所 県農林水産事務所</p> </div>	組織改正

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由
108	<div data-bbox="230 215 609 293" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 県建設事務所 等県地方機関 </div> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統 (図中) 方面本部・支部 (<u>県民事務所等</u>) (注) 市町村(名古屋市を除く)は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部(<u>県民事務所等</u>)へも連絡すること。</p>	<div data-bbox="1106 215 1473 293" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 県建設事務所 等県地方機関 </div> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統 (図中) 方面本部・支部 (<u>東三河総局・県民事務所等</u>) (注) 市町村(名古屋市を除く)は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部(<u>東三河総局・県民事務所等</u>)へも連絡すること。</p>	組織改正
110	<p>第4節 ボランティアの受入 4 協力が予想されるボランティア団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、<u>社団法人ガールスカウト日本連盟愛知県支部</u>、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、<u>社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部</u>、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</p>	<p>第4節 ボランティアの受入 4 協力が予想されるボランティア団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、<u>一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟</u>、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、<u>一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部</u>、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</p>	一般社団法人化
113	<p>第5章 救出・救助対策 ■ 主な機関の応急活動 県 (略)</p>	<p>第5章 救出・救助対策 ■ 主な機関の応急活動 県 (略)</p>	

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由																																										
114	<table border="1" data-bbox="203 213 1037 300"> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="203 339 1037 539"> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 救出・救助 活動</td> <td>県公安委員会</td> <td>4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害発生事業所等</td> <td><u>5</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>6</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第 1 節 救出・救助活動 1～4 (略) (追加)</p> <p><u>5～7</u> (略)</p> <p>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 2 節 防疫・保健衛生 1 県（健康福祉部）における措置 (5) 臨時予防接種 県は、<u>厚生労働大臣が疾病のまん延予防上必要があると認めるときは、臨時に予防接種を行う。</u></p> <p>9 応援協力関係 (1)～(4) (略) (追加)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	(追加)				関係機関		(略)		第 1 節 救出・救助 活動	県公安委員会	4	(略)	(追加)			災害発生事業所等	<u>5</u>	(略)	関係機関	<u>6</u>	(略)	<table border="1" data-bbox="1077 213 1910 300"> <tr> <td>中部地方整備局、 高速道路会社</td> <td></td> <td>○救出・救助活動拠点の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1077 339 1910 539"> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 救出・救助 活動</td> <td>県公安委員会</td> <td>4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局、 高速道路会社</td> <td><u>5</u></td> <td>救出・救助活動拠点の確保</td> </tr> <tr> <td>災害発生事業所等</td> <td><u>6</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>7</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第 1 節 救出・救助活動 1～4 (略)</p> <p><u>5</u> <u>中部地方整備局及び高速道路会社における措置</u> <u>高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。</u></p> <p><u>6～8</u> (略)</p> <p>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 2 節 防疫・保健衛生 1 県（健康福祉部）における措置 (5) 臨時予防接種 県は、<u>まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行うよう指示する。</u></p> <p>9 応援協力関係 (1)～(4) (略) (5) <u>県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣縣市を始めたとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。</u> <u>(6)</u> (略)</p>	中部地方整備局、 高速道路会社		○救出・救助活動拠点の確保		関係機関				第 1 節 救出・救助 活動	県公安委員会	4	(略)	中部地方整備局、 高速道路会社	<u>5</u>	救出・救助活動拠点の確保	災害発生事業所等	<u>6</u>	(略)	関係機関	<u>7</u>	(略)	<p>対策の整備</p>
(追加)																																													
関係機関		(略)																																											
第 1 節 救出・救助 活動	県公安委員会	4	(略)																																										
	(追加)																																												
	災害発生事業所等	<u>5</u>	(略)																																										
	関係機関	<u>6</u>	(略)																																										
中部地方整備局、 高速道路会社		○救出・救助活動拠点の確保																																											
関係機関																																													
第 1 節 救出・救助 活動	県公安委員会	4	(略)																																										
	中部地方整備局、 高速道路会社	<u>5</u>	救出・救助活動拠点の確保																																										
	災害発生事業所等	<u>6</u>	(略)																																										
	関係機関	<u>7</u>	(略)																																										
122	<p>(5) 臨時予防接種 県は、<u>厚生労働大臣が疾病のまん延予防上必要があると認めるときは、臨時に予防接種を行う。</u></p>	<p>(5) 臨時予防接種 県は、<u>まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行うよう指示する。</u></p>	<p>対策の整理</p>																																										
124	<p>9 応援協力関係 (1)～(4) (略) (追加)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>9 応援協力関係 (1)～(4) (略) (5) <u>県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣縣市を始めたとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。</u> <u>(6)</u> (略)</p>	<p>対策の整備</p>																																										

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由																
125	<p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 290 309 513">県</td> <td data-bbox="309 290 1043 513"> <ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → ○県車両等の配備態勢整備 <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 513 309 651">市町村</td> <td data-bbox="309 513 1043 651"> <ul style="list-style-type: none"> ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請 </td> </tr> </table>	県	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → ○県車両等の配備態勢整備 <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請 														
県	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → ○県車両等の配備態勢整備 <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保 																		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請 																		
126	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 699 398 778">第1節 地域安全対策</td> <td data-bbox="398 699 631 778">県警察</td> <td data-bbox="631 699 1043 778">1(1) <u>地域安全対策の強化</u> 1(2)・1(3) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 778 398 1008">第3節 緊急輸送道路の確保</td> <td data-bbox="398 778 631 1008">中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社 県</td> <td data-bbox="631 778 1043 1008">(略) (略) (略)</td> </tr> </table>	第1節 地域安全対策	県警察	1(1) <u>地域安全対策の強化</u> 1(2)・1(3) (略)	第3節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社 県	(略) (略) (略)	<p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 290 1182 513">県</td> <td data-bbox="1182 290 1917 513"> <ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○二次災害防止のための交通規制 → ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → ○県車両等の配備態勢整備 <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 513 1182 651">市町村</td> <td data-bbox="1182 513 1917 651"> <ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○情報の提供 → ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請 </td> </tr> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1084 699 1285 778">第1節 地域安全対策</td> <td data-bbox="1285 699 1518 778">県警察</td> <td data-bbox="1518 699 1930 778">1(1) <u>社会秩序の維持対策</u> 1(2)・1(3) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 778 1285 1008">第3節 緊急輸送道路の確保</td> <td data-bbox="1285 778 1518 1008">中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社 県 市町村</td> <td data-bbox="1518 778 1930 1008">(略) (略) (略) 6(1) <u>道路被害情報の収集</u> 6(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u> 6(3) <u>情報の提供</u></td> </tr> </table>	県	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○二次災害防止のための交通規制 → ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → ○県車両等の配備態勢整備 <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○情報の提供 → ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請 	第1節 地域安全対策	県警察	1(1) <u>社会秩序の維持対策</u> 1(2)・1(3) (略)	第3節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社 県 市町村	(略) (略) (略) 6(1) <u>道路被害情報の収集</u> 6(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u> 6(3) <u>情報の提供</u>	
第1節 地域安全対策	県警察	1(1) <u>地域安全対策の強化</u> 1(2)・1(3) (略)																	
第3節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社 県	(略) (略) (略)																	
県	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○二次災害防止のための交通規制 → ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → ○県車両等の配備態勢整備 <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保 																		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○情報の提供 → ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請 																		
第1節 地域安全対策	県警察	1(1) <u>社会秩序の維持対策</u> 1(2)・1(3) (略)																	
第3節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社 県 市町村	(略) (略) (略) 6(1) <u>道路被害情報の収集</u> 6(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u> 6(3) <u>情報の提供</u>																	
127	<p>第1節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) <u>地域安全対策の強化</u></p> <p>ウ <u>被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>第1節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) <u>社会秩序の維持対策</u></p> <p>ウ <u>災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。</u></p> <p>エ <u>災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整備</p>																

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
128	<p>第 2 節 交通対策</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、<u>社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部</u>との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p>	<p>第 2 節 交通対策</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、<u>一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部</u>との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p>	一般社団法人化
131	<p>第 3 節 緊急輸送道路の確保</p> <p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう応急復旧作業を実施する。</p>	<p>第 3 節 緊急輸送道路の確保</p> <p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう<u>障害物除去による道路啓開</u>、応急復旧作業を実施する。</p>	対策の整備
132	<p>5 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>5 (略)</p> <p><u>6 市町村における措置</u></p> <p>(1) <u>道路被害情報の収集</u></p> <p><u>巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。</u></p> <p>(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u></p> <p><u>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</u></p> <p>(3) <u>情報の提供</u></p> <p><u>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</u></p>	対策の整理
142	<p>第 9 章 避難者対策</p> <p>第 1 節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 報告（災害対策基本法第 60 条第 3 項）</p> <p>(図中)</p> <p>方面本部（県民事務所等）</p> <p>2 水防管理者における措置</p>	<p>第 9 章 避難者対策</p> <p>第 1 節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 報告（災害対策基本法第 60 条第 3 項）</p> <p>(図中)</p> <p>方面本部（<u>東三河総局・県民事務所等</u>）</p> <p>2 水防管理者における措置</p>	組織改正

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由
142	(1) 立退きの指示 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき認められるときは、立退くことを指示する。	(1) 立退きの指示 洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき認められるときは、立退くことを指示する。	水防法の改正
143	4 県警察（警察官）における措置 (3) 報告・通知等 イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項） （図中） 方面本部 （ <u>県民事務所等</u> ）	4 県警察（警察官）における措置 (3) 報告・通知等 イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項） （図中） 方面本部 （ <u>東三河総局・県民事務所等</u> ）	組織改正
144	5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置 (2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項） （図中） 方面本部 （ <u>県民事務所等</u> ）	5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置 (2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項） （図中） 方面本部 （ <u>東三河総局・県民事務所等</u> ）	組織改正
145	10 避難の誘導等 (1)～(3) （略） （追加）	10 避難の誘導等 (1)～(3) （略） (4) <u>県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</u>	対策の整理
146	第2節 避難所の開設 1 市町村における措置 (2) 多様な避難所の確保 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、 <u>旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u> 4 避難所の運営 (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、 <u>男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u> （追加）	第2節 避難所の開設 1 市町村における措置 (2) 多様な避難所の確保 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、 <u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u> 4 避難所の運営 (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、 <u>避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u>	対策の整備
		(5) <u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニ</u>	対策の整備

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
146	(5) ～ (12) (略)	<p><u>ズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>(6) ～ (13) (略)</p>	
148	<p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p>○ <u>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p>
153	<p>第 11 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>市町村及び県は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。</u></p> <p>○ 市町村及び県は、<u>被害状況を的確に把握し</u>、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</p>	<p>第 11 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>県は、被災後、市町村等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。</u></p> <p>○ <u>当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市町村等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。</u></p> <p>○ <u>被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。</u></p> <p>○ 市町村及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p><u>(放射性物質及び原子力災害については、「第 19 章 放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。)</u></p>	<p>対策の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画編

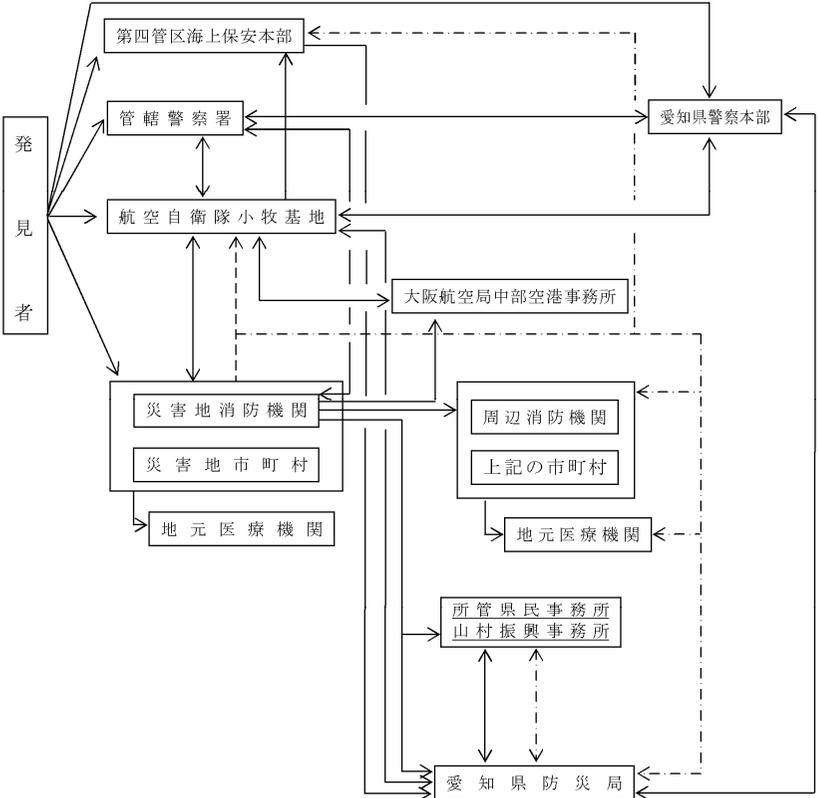
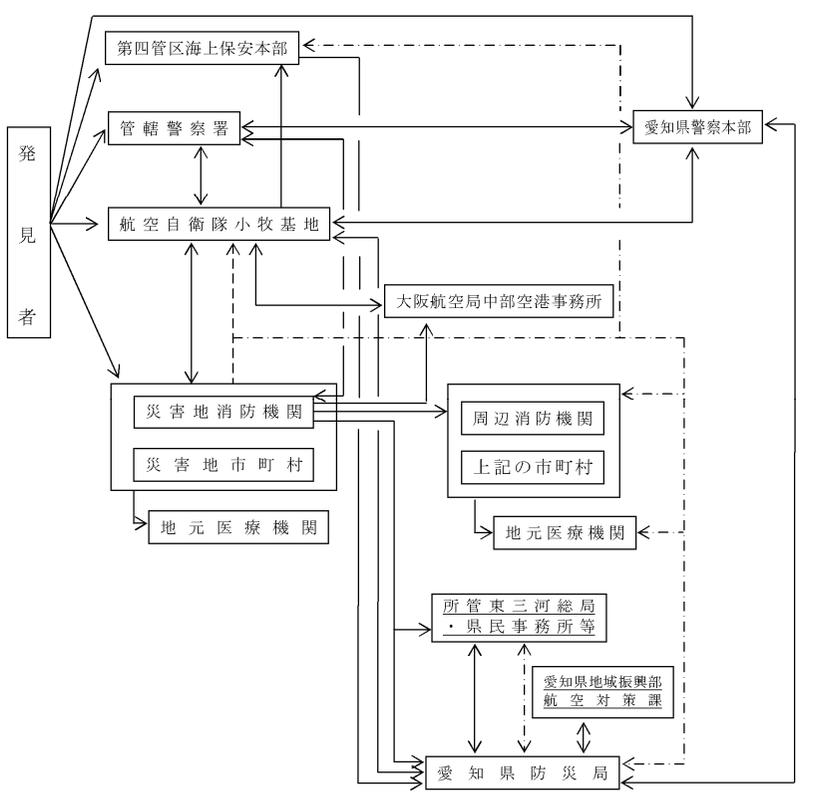
頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由												
153	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 252 309 395">県</td> <td data-bbox="309 252 488 395"></td> <td data-bbox="488 252 1043 395"> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対する指導（環境汚染防止・廃棄物処理）→ ○環境汚染モニタリングの実施→ ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力→ </td> </tr> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 435 394 627">第 1 節 環境汚染防止 計画</td> <td data-bbox="394 435 506 627">県</td> <td data-bbox="506 435 1043 627"> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>事業者に対する指導</u> (2) <u>環境汚染モニタリングの実施</u> (3) (略) </td> </tr> </table> <p>第 1 節 環境汚染防止計画 県（環境部）における措置</p> <p>(1) <u>事業者に対する指導</u> 被災状況を勘案し、<u>大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、事業者に事故時の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。</u></p> <p>(2) <u>環境汚染モニタリングの実施</u> <u>大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車等によるデータ収集並びに県内市町村等の分析機関と連携して環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を的確に把握する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第 2 節 廃棄物処理計画</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p>(1) <u>連絡調整及び疎遠・協力の実施</u></p>	県		<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対する指導（環境汚染防止・廃棄物処理）→ ○環境汚染モニタリングの実施→ ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力→ 	第 1 節 環境汚染防止 計画	県	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>事業者に対する指導</u> (2) <u>環境汚染モニタリングの実施</u> (3) (略) 	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1075 252 1187 395">県</td> <td data-bbox="1187 252 1366 395"></td> <td data-bbox="1366 252 1921 395"> <ul style="list-style-type: none"> ○環境汚染事故の把握→ ○関係機関への情報の提供及び事業者への指導→ ○環境調査→ ○人員・資機材等の応援依頼→ ○連絡調整及び支援・協力→ </td> </tr> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1075 435 1272 627">第 1 節 環境汚染防止 計画</td> <td data-bbox="1272 435 1384 627">県</td> <td data-bbox="1384 435 1921 627"> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境汚染事故の把握</u> (2) <u>関係機関への情報の提供及び事業者への指導</u> (3) <u>環境調査</u> (4) (略) </td> </tr> </table> <p>第 1 節 環境汚染防止計画 県（環境部）における措置</p> <p>(1) <u>環境汚染事故の把握</u> <u>災害対策本部、市町村等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。</u></p> <p>(2) <u>関係機関への情報の提供及び事業者への指導</u> <u>環境汚染事故発生時には、県（環境部）が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。</u></p> <p>(3) <u>環境調査</u> <u>被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第 2 節 廃棄物処理計画</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p>(1) <u>連絡調整及び疎遠・協力の実施</u></p>	県		<ul style="list-style-type: none"> ○環境汚染事故の把握→ ○関係機関への情報の提供及び事業者への指導→ ○環境調査→ ○人員・資機材等の応援依頼→ ○連絡調整及び支援・協力→ 	第 1 節 環境汚染防止 計画	県	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境汚染事故の把握</u> (2) <u>関係機関への情報の提供及び事業者への指導</u> (3) <u>環境調査</u> (4) (略) 	<p>対策の整理</p>
県		<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対する指導（環境汚染防止・廃棄物処理）→ ○環境汚染モニタリングの実施→ ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力→ 													
第 1 節 環境汚染防止 計画	県	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>事業者に対する指導</u> (2) <u>環境汚染モニタリングの実施</u> (3) (略) 													
県		<ul style="list-style-type: none"> ○環境汚染事故の把握→ ○関係機関への情報の提供及び事業者への指導→ ○環境調査→ ○人員・資機材等の応援依頼→ ○連絡調整及び支援・協力→ 													
第 1 節 環境汚染防止 計画	県	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>環境汚染事故の把握</u> (2) <u>関係機関への情報の提供及び事業者への指導</u> (3) <u>環境調査</u> (4) (略) 													
154															

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
154	<p>県は災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、愛知県衛生事業協同組合及び社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成 17 年 4 月 1 日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成 21 年 3 月 25 日付けで、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 事業者に対する指導 産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。</p>	<p>県は災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、愛知県衛生事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成 17 年 4 月 1 日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成 21 年 3 月 25 日付けで、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 事業者に対する指導 産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。 また、アスベスト含有廃棄物の処理については、飛散防止措置を講ずるよう指導する。</p>	<p>一般社団法人化</p> <p>対策の整備</p>
155	<p>2 市町村における措置</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 (図中)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>県民事務所 山村振興事務所</p> </div>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 (図中)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>東三河総局・ 県民事務所等</p> </div>	<p>組織改正</p>
166	<p>第 14 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置</p> <p>(4) 応援の要請 被害の程度に応じて、社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。</p>	<p>第 14 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置</p> <p>(4) 応援の要請 被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。</p>	<p>一般社団法人化</p>
176	<p>第 15 章 海上災害対策</p> <p>10 情報の伝達系統 (図中 2 か所) 方面本部 (県民事務所等)</p>	<p>第 15 章 海上災害対策</p> <p>10 情報の伝達系統 (図中 2 か所) 方面本部 (東三河総局・県民事務所等)</p>	<p>組織改正</p>

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由
189	<p>第16章 航空災害対策 第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通 5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合</p>	<p>第16章 航空災害対策 第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通 5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合</p>	<p>対策の整備、組織改正</p>

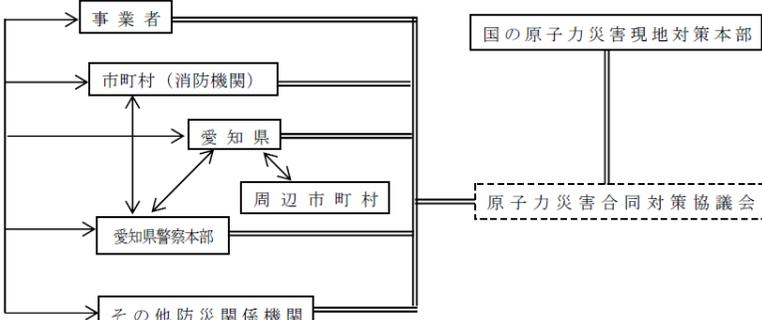
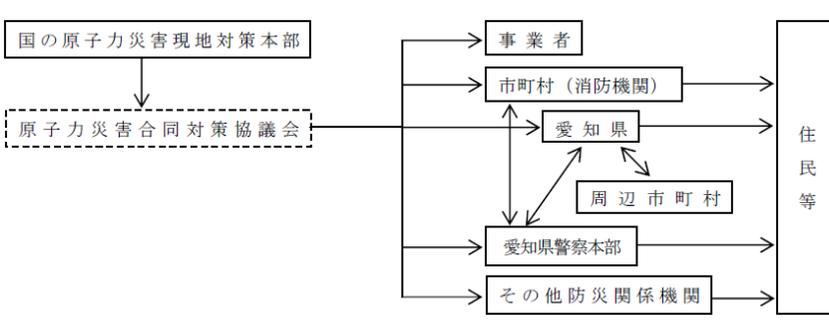
風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
190	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> 	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> 	<p>対策の整備、組織改正</p>
195	<p>第 17 章 鉄道災害対策 7 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (県民事務所等)</p>	<p>第 17 章 鉄道災害対策 7 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (東三河総局・県民事務所等)</p>	<p>組織改正</p>

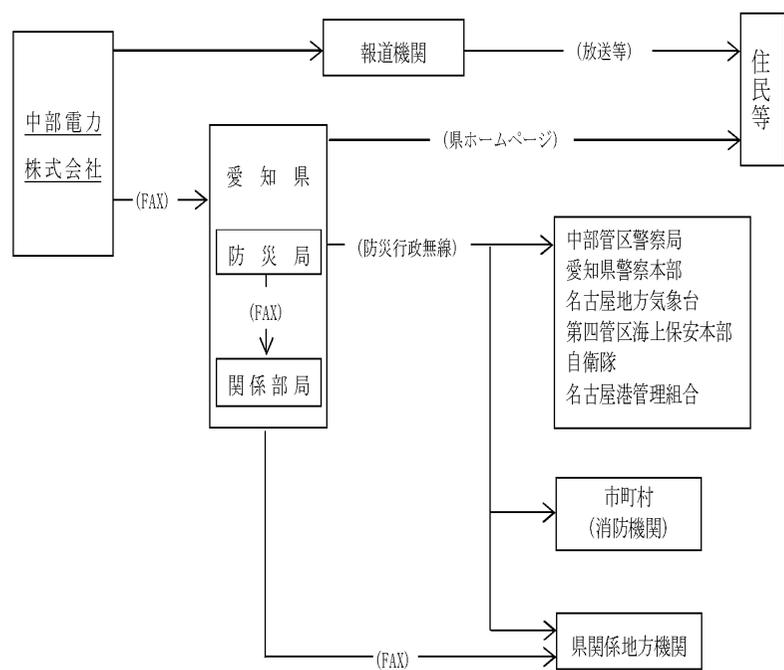
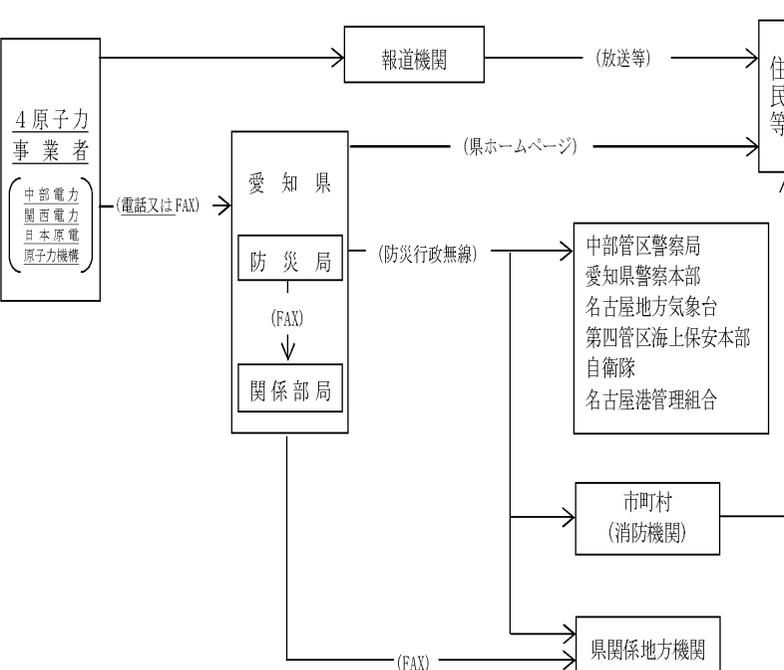
風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由												
200	<p>第 18 章 道路災害対策</p> <p>7 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (<u>県民事務所等</u>)</p>	<p>第 18 章 道路災害対策</p> <p>7 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (<u>東三河総局・県民事務所等</u>)</p>	組織改正												
203	<p>第 19 章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 600 1032 1147"> <tr> <td data-bbox="197 600 383 991">第 4 節 県外の原子力 事業所におけ る異常時対策</td> <td data-bbox="383 600 568 991">事業者（中部 電力株式会 社）</td> <td data-bbox="568 600 1032 991">1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 原子力事業者防災業務計画によ る対策の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 991 383 1147"></td> <td data-bbox="383 991 568 1147">県</td> <td data-bbox="568 991 1032 1147">2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力 したモニタリング</td> </tr> </table>	第 4 節 県外の原子力 事業所におけ る異常時対策	事業者（中部 電力株式会 社）	1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 原子力事業者防災業務計画によ る対策の実施		県	2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力 したモニタリング	<p>第 19 章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1075 600 1910 1147"> <tr> <td data-bbox="1075 600 1261 991">第 4 節 県外の原子力 発電所又は原 子炉施設にお ける異常時対 策</td> <td data-bbox="1261 600 1447 991">4 原子力事業 者（中部電力 株式会社、<u>関 西電力株式会 社、日本原子 力発電株式会 社及び独立行 政法人日本原 子力研究開発 機構</u>）</td> <td data-bbox="1447 600 1910 991">1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 原子力事業者防災業務計画によ る対策の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 991 1261 1147"></td> <td data-bbox="1261 991 1447 1147">県</td> <td data-bbox="1447 991 1910 1147">2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力 したモニタリング</td> </tr> </table>	第 4 節 県外の原子力 発電所又は原 子炉施設にお ける異常時対 策	4 原子力事業 者（中部電力 株式会社、 <u>関 西電力株式会 社、日本原子 力発電株式会 社及び独立行 政法人日本原 子力研究開発 機構</u> ）	1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 原子力事業者防災業務計画によ る対策の実施		県	2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力 したモニタリング	組織改正
第 4 節 県外の原子力 事業所におけ る異常時対策	事業者（中部 電力株式会 社）	1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 原子力事業者防災業務計画によ る対策の実施													
	県	2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力 したモニタリング													
第 4 節 県外の原子力 発電所又は原 子炉施設にお ける異常時対 策	4 原子力事業 者（中部電力 株式会社、 <u>関 西電力株式会 社、日本原子 力発電株式会 社及び独立行 政法人日本原 子力研究開発 機構</u> ）	1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 原子力事業者防災業務計画によ る対策の実施													
	県	2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力 したモニタリング													
205	<p>第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>8 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (<u>県民事務所等</u>)</p>	<p>第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>8 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (<u>東三河総局・県民事務所等</u>)</p>	組織改正												
206	<p>第 2 節 特定事象発生時の応急対策</p> <p>9 情報の伝達系統</p>	<p>第 2 節 特定事象発生時の応急対策</p> <p>9 情報の伝達系統</p>													

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由
208	<p>(図中) 方面本部 (<u>県民事務所等</u>)</p> <p>第3節 緊急事態応急対策 11 情報の伝達系統</p> 	<p>(図中) 方面本部 (<u>東三河総局・県民事務所等</u>)</p> <p>第3節 緊急事態応急対策 11 情報の伝達系統</p> 	<p>組織改正</p> <p>対策の整理</p>
209	<p>第4節 県外の原子力事業所における異常時対策 <u>「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」</u>(以下この節において「覚書」という。)に規定する内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。</p> <p>1 事業者(中部電力株式会社)における対策</p> <p>(1) 県への情報伝達・報告 <u>中部電力株式会社は、覚書に基づき、県に対して内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。</u></p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施 <u>中部電力株式会社は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。</u></p> <p>2 県(防災局、環境部)における対策</p> <p>(1) 防災関係機関への情報伝達 <u>県は、覚書に基づき、中部電力株式会社から情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。</u></p> <p>3 情報の伝達系統 <u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所において、覚書に規定する内容に</u></p>	<p>第4節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策 <u>4 原子力事業者との情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。</u></p> <p>1 4 原子力事業者における対策</p> <p>(1) 県への情報伝達・報告 <u>4 原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。</u></p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施 <u>4 原子力事業者は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。</u></p> <p>2 県(防災局、環境部)における対策</p> <p>(1) 防災関係機関への情報伝達 <u>県は、4 原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。</u></p> <p>3 情報の伝達系統 <u>4 原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容</u></p>	<p>対策の整備</p>

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
209	<p>該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p>  <p>◆ 附属資料第 15 「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」</p>	<p>に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p>  <p>◆ 附属資料第 15 「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」</p> <p>◆ 附属資料第 15 「関西電力株式会社の原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制に関する合意書」</p> <p>◆ 附属資料第 15 「日本原子力発電株式会社の原子力発電所の異常時に関する情報連絡に関する合意書」</p> <p>◆ 附属資料第 15 「独立行政法人日本原子力研究開発機構の原子炉施設に係る情報連絡体制に関する合意書」</p>	
第 23 章	大規模な火事災害対策	大規模な火事災害対策	

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
226	<p>5 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (<u>県民事務所等</u>)</p>	<p>5 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (<u>東三河総局・県民事務所等</u>)</p>	組織改正
231	<p>第 24 章 林野火災対策 6 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (<u>県民事務所等</u>)</p>	<p>第 24 章 林野火災対策 6 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (<u>東三河総局・県民事務所等</u>)</p>	組織改正
240	<p>第 26 章 住宅対策 第 4 節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1 市町村における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 イ 管理及び処分 (ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。</p>	<p>第 26 章 住宅対策 第 4 節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1 市町村における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 イ 管理運営及び処分 (ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。<u>その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p>	対策の整備
241	<p>2 県（建設部、防災局）における措置 (1) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、<u>社団法人プレハブ建築協会</u>に協力を要請する。</p>	<p>2 県（建設部、防災局）における措置 (1) 県は、応急仮設住宅の建設、<u>業者の選定等</u>にあたっては、<u>協定締結団体</u>に協力を要請する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p><協定締結団体> <u>社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会</u></p> </div></p>	協定団体の追加

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由																		
241	<p>(2) 住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を依頼する。</p> <p>＜協定締結団体＞</p> <p>社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、<u>社団法人愛知電業協会</u>、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会</p>	<p>(2) 住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を依頼する。</p> <p>＜協定締結団体＞</p> <p><u>一般社団法人愛知県建設業協会</u>、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、<u>一般社団法人愛知電業協会</u>、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会</p>	一般社団法人化																		
247	<p>第 4 編 災害復旧</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(追加)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 962 1034 1121"> <tr> <td data-bbox="197 962 392 1042">第 3 節 住宅対策</td> <td data-bbox="392 962 571 1042">県</td> <td data-bbox="571 962 1034 1042">1(1)・1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="392 1042 571 1121">市町村</td> <td data-bbox="571 1042 1034 1121">2 災害公営住宅の建設</td> </tr> </table>	第 3 節 住宅対策	県	1(1)・1(2) (略)		市町村	2 災害公営住宅の建設	<p>第 4 編 災害復旧</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1072 962 1910 1431"> <tr> <td data-bbox="1072 962 1285 1042">第 3 節 住宅等対策</td> <td data-bbox="1285 962 1464 1042">県</td> <td data-bbox="1464 962 1910 1042">1(1)・1(2) (略) 1(3) 復旧相談にかかる協力要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1285 1042 1464 1121">市町村</td> <td data-bbox="1464 1042 1910 1121">2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1121 1285 1313">第 5 節 暴力団等への対策</td> <td data-bbox="1285 1121 1464 1313">県警察</td> <td data-bbox="1464 1121 1910 1313">1(1) 暴力団等の動向把握の徹底 1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握 1(3) 暴力団排除活動の徹底 1(4) 外国人被災者への広報活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1285 1313 1464 1431">県、市町村</td> <td data-bbox="1464 1313 1910 1431">2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除</td> </tr> </table>	第 3 節 住宅等対策	県	1(1)・1(2) (略) 1(3) 復旧相談にかかる協力要請		市町村	2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談	第 5 節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握の徹底 1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握 1(3) 暴力団排除活動の徹底 1(4) 外国人被災者への広報活動		県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除	対策の整備
第 3 節 住宅対策	県	1(1)・1(2) (略)																			
	市町村	2 災害公営住宅の建設																			
第 3 節 住宅等対策	県	1(1)・1(2) (略) 1(3) 復旧相談にかかる協力要請																			
	市町村	2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談																			
第 5 節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握の徹底 1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握 1(3) 暴力団排除活動の徹底 1(4) 外国人被災者への広報活動																			
	県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除																			

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由				
251	<p>第 3 節 住宅対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<table border="1" data-bbox="1070 215 1921 371"> <tr> <td data-bbox="1070 215 1283 255">愛知労働局</td> <td data-bbox="1283 215 1921 255">3 <u>暴力団等による不正受給の防止</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 255 1283 371">東海財務局、 日本銀行名古屋支店</td> <td data-bbox="1283 255 1921 371">4 <u>暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止</u></td> </tr> </table> <p>第 3 節 住宅等対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>復旧相談にかかる協力要請</u></p> <p><u>被災した住宅・建築物の所有者に対する補修・復旧方法等についての技術的な助言に関して、復旧相談業務に関する協定に基づき関係団体に協力を要請する。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) <u>災害公営住宅の建設</u></p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(2) <u>被災住宅等の復旧相談</u></p> <p><u>被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 15「災害時における被災住宅・建築復旧相談業務に関する協定書（県対県建築士事務所協会）」</u></p>	愛知労働局	3 <u>暴力団等による不正受給の防止</u>	東海財務局、 日本銀行名古屋支店	4 <u>暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止</u>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
愛知労働局	3 <u>暴力団等による不正受給の防止</u>						
東海財務局、 日本銀行名古屋支店	4 <u>暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止</u>						
252	<p>(追加)</p>	<p>第 5 節 暴力団等への対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) <u>暴力団等の動向把握の徹底</u></p> <p><u>ア 暴力団等の動向把握</u></p> <p><u>被災地の復旧・復興事業に係る利権をめぐり、暴力団等犯罪組織の間で縄張り争いが生じ、対立抗争事件に発展することが懸念されるため、暴力団等の動向把握に努める。</u></p> <p><u>イ 国際犯罪組織の動向把握</u></p> <p><u>被災地の混乱に乗じた不良来日外国人による組織的な窃盗や外国人被災者の生活苦に乗じたヤミ金融事犯等の発生が懸念されるた</u></p>	<p>対策の整備</p>				

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
		<p><u>め、国際犯罪組織の動向把握に努める。</u></p> <p>(2) <u>暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握</u> <u>暴力団は、関係企業や共生者を利用して復旧・復興事業に参入・介入することが予測されることから、実態解明を徹底するとともに、参入・介入に関する動向を把握した場合は、関係行政機関、被災地方公共団体、各種団体等に対して注意喚起を行う。</u></p> <p>(3) <u>暴力団排除活動の徹底</u></p> <p>ア <u>暴排条項の導入</u> <u>暴力団等による被災地の復旧・復興事業への参入・介入を防止するため、復旧・復興事業に係る契約書類等に暴力団排除の条項を盛り込むよう官民に働きかけ、暴力団、暴力団関係企業及び共生者の排除を徹底する。</u></p> <p>イ <u>各種法令の活用</u> <u>復旧・復興事業への参入・介入の他に、被災地の混乱に乗じた暴力団による資金獲得活動に対しては、刑法、暴力団対策法、愛知県暴力団排除条例等を効果的に活用、運用して、検挙の徹底を図るとともに、官民が連携して暴力団排除活動の徹底に努める。</u></p> <p>ウ <u>積極的な広報活動</u> <u>被災地において復旧・復興事業等に関わる暴力団等が敢行した犯罪については積極的に広報するとともに、事件検挙等の機会を捉えて、震災に便乗する暴力団や暴力団関係企業等の悪質性及び実態を知らしめる効果的な広報を実施する。</u></p> <p>エ <u>相談活動</u> <u>警察本部、警察署において、暴力団等の復旧・復興事業への参入・介入の情報受理や不当要求に関する相談等の受理と的確な対応を行う。</u></p> <p>(4) <u>外国人被災者への広報活動</u> <u>外国人被災者の不安を解消し、情報不足による混乱を防止するとともに、暴力団等からの不当な要求を防止するために、それぞれの使用言語で必要な情報を得られるよう、関係機関と連携し積極的な広報を行う。</u></p> <p>2 県及び市町村における措置</p>	

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
		<p><u>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除</u> 復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</p> <p><u>(2) 公の施設からの暴力団排除</u> 被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</p> <p>3 愛知労働局における措置 被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。</p> <p>4 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置 災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。</p>	